2021年度分の固定資産税・都市計画税が軽減されます

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対して令和３年度の１年分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を売上高の減少割合に応じ軽減します。

〈対象者〉

下記のいずれかに該当する中小事業者等

- 資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人（大企業の子会社等は対象外）
- 資本又は出資を有しない法人、又は個人事業主の場合常時使用する従業員が1,000人以下の事業所

事業収入の減少について、下記に当てはまる事業所

2020年２月～10月までの任意の連続する３ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率

事業収入が50%以上減少　→　全額免除
30%以上50%未満　→　２分の１

〈申告方法〉

①必要書類を準備し、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会議所等）に要件を満たしていることの認定を受ける。
②所在地の市町村に提出。

※市町村への申告書類の提出期限は令和３年２月１日（月）です。申告をお考えの方はお早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】
本件全体に係るお問い合わせ
黒石市税務課　固定資産税係　TEL：0172-52-2111
認定経営革新等支援機関等による書類確認について
黒石商工会議所　TEL：0172-52-4316

新型コロナウイルス感染症対応融資に係る黒石市利子補給制度

市内の事業者が新型コロナウイルス感染症に対応する国又は青森県の融資制度を利用した場合に生じる利子（実質負担分）を、**年額10万円**を上限に補給します。

〈利子補給の期間〉

令和７年12月31日（予算額を超えた時点で終了）

〈申請方法〉

新型コロナウイルス感染症に対応する融資による借入金の利子として、補助対象者が毎年１月１日から12月31日までに金融機関に支払った額から、国又は青森県から受ける利子補給額を差し引いた額（１円未満切捨て）。ただし、融資の件数に関わらず、１事業者につき毎年度10万円を上限とします。

※補助対象者の要件等、詳細につきましては黒石市ホームページでご確認いただくか、商工課までお気軽にお問い合わせください。
※申請期限は**令和３年２月５日（金）**です。申請をお考えの方はお早めにご相談ください。

個別相談会の開催のお知らせ

※事前予約の上、お越しください。

日時　令和3年1月27日（水）・28日（木）
9時半～16時
場所　黒石市産業会館 4階 大会議室

【お問い合わせ先】
黒石市商工観光部　商工課　TEL：0172-52-2111

令和2年分の所得税確定申告について

令和２年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります。

◆改正１ 個人の方の所得税について
- 青色申告特別控除額が変わります（現行 65万円 ⇒ 改正後 55万円）
- 基礎控除額が変わります！　（現行 38万円 ⇒ 改正後 48万円）

さらに…
◆改正２
e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

つまり…　電子申告または電子帳簿保存を行うと、例年より控除額が10万円多くなります！

詳しくは国税庁ホームページまたは最寄りの税務署・商工会議所・商工会等へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
黒石税務署　TEL：0172-52-4111
黒石商工会議所　TEL：0172-52-4316

黒石公共職業安定所からのお願い

事業主等の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境が続いているものと拝察しておりますが、下記事項について特段のご配慮をお願いいたします。

事業主の皆様にお願いしたい具体的事項

1）　事業所（企業）自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進が図られますようお願い申し上げます。
2）　採用内定取消は、応募者の将来設計に多大な影響を及ぼすことから、極力避けていただくようお願い申し上げます。
3）　卒業後３年以内の既卒者は、新規採用枠に応募できるよう、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応についてお願い申し上げます。

黒石公共職業安定所　職業紹介部門　TEL：0172-53-8609